

A black and white cartoon illustration of a character with a large, dark, triangular nose and a headpiece shaped like a house with a chimney. The character has large, expressive eyes and a small smile. It is holding a large, thick number '9' in its right hand. Inside the loop of the '9', the word 'reimag' is written in a stylized, lowercase font. The character is wearing a t-shirt with a graphic of a landscape featuring a flower and a tree. It has large, white, wing-like appendages on its sides and small, dark, rounded feet. The background is white with several small, dark, square confetti pieces scattered around.

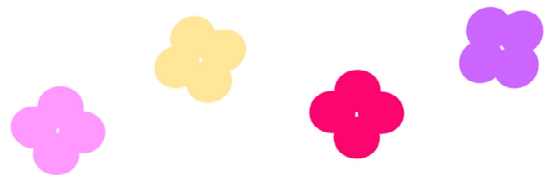
令和8年9月1日 発行

《 目 次 》

1	教育・保育施設の種類（町内施設一覧）	P 2～3
2	保育の必要性の認定について	P 4～5
3	保育の認定期間	P 6
4	利用可能な教育・保育時間	P 6～7
5	入所手続きについて	P 8～9
6	利用申請手続きの流れ（2・3号認定の場合）	P 10～11
	（1号認定の場合）	P 12
7	入所の決定について	P 13
8	利用者負担額（保育料）について	P 14～15
9	副食費について（3～5歳児）	P 16
10	一時保育、休日保育、病児・病後児保育について	P 17
11	町外の保育施設を申請する保護者の方へ	P 18
12	災害時等における臨時休園の判断基準について	P 19
13	保育施設利用について よくある質問	P 20

R9 年度

▼特定教育・保育施設一覧簿▼
（施設概要の簡易まとめ）



1. 教育・保育施設の種類

教育・保育施設は、次のような特徴ごとに分類されています。

○幼稚園

対象：3～5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行います。

○認定こども園

対象：0～5歳

幼稚園と保育所の機能や長所をあわせ持ち、地域の子育て支援も行います。

○保育所

対象：0～5歳

共働きなどで、家庭で保育できない保護者に代わって保育をします。

○地域型保育

対象：0～2歳

保育所より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育します。

《町内保育施設等一覧》

名称	種別	住所地・連絡先	対象児※1	保育定員
① 上三川保育園	保育所	大字上三川2863番地2 (Tel：38-8760)	0歳児から※2 就学前まで	90
② 認定こども園上三川幼稚園	認可園	大字上三川3209番地 (Tel：56-2171)		90
③ あけぼし保育園	保育所	大字上三川4940番地 (Tel：56-7973)		90
④ 夢沼保育園	保育所	大字東夢沼632番地2 (Tel：56-2210)		90
⑤ ふざかしおひさま保育園	保育所	大字西汗1698番地11 (Tel：56-0028)		80
⑥ ゆいのわ保育園	保育所	大字西汗1506番地1 (Tel：38-7255)		30
⑦ 大山保育園	保育所	大字大山558番地11 (Tel：39-8733)		120
⑧ 認定こども園しらさぎ幼稚園	認可園	大字上三川5095番地 (Tel：56-2098)	満11ヶ月から※4 就学前まで	90
⑨ しらさぎセントラル保育園	地域型 (小規模)	大字上三川5003番地2 (Tel：38-8040)	満11ヶ月から※4 2歳児まで	19
⑩ トータスキッズ	地域型 (事業所内)	大字下神主249番地1 (Tel：51-1133)	満1歳から 2歳児まで	5※3
⑪ ふじやま園	地域型 (事業所内)	大字上三川3950番地4 (Tel：39-8267)	満3ヶ月から 2歳児まで	12※3
⑫ 認定こども園やしお幼稚園	認可園	大字上蒲生2111番地1 (Tel：56-7222)	満6ヶ月から 就学前まで	120

※1 対象児の年齢は、入所月1日時点の年齢です。なお、クラス年齢は、対象年度の4/1時点の年齢に基づきます。

※2 0歳児は、入所希望月の1日時点で生後57日目を迎えていなければなりません。

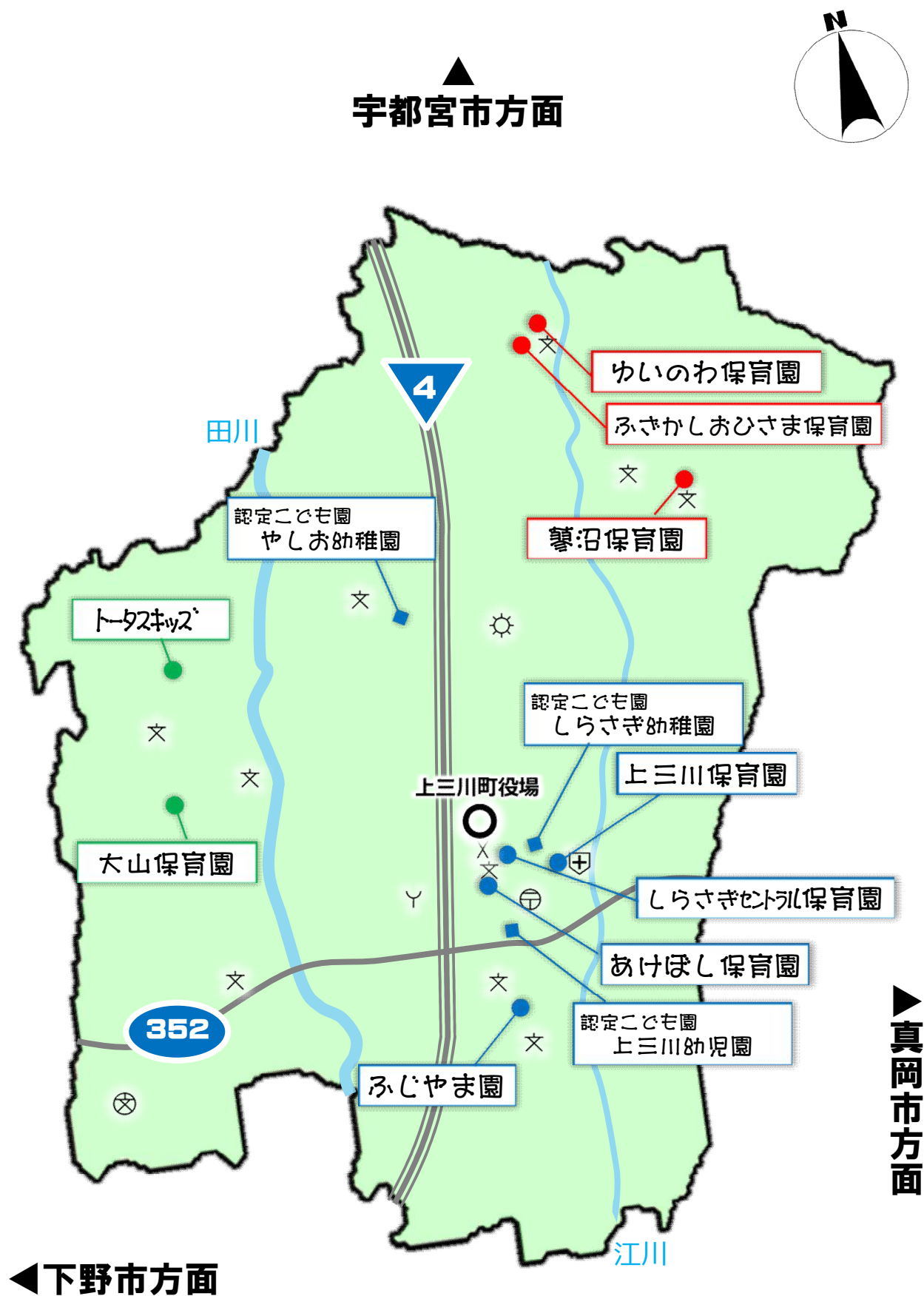
※3 トータスキッズ、ふじやま園の定員は、地域枠・従業員枠の合計数となります。

※4 ⑧しらさぎ幼稚園、⑨しらさぎセントラル保育園はミルクの提供がありません。入所時点で離乳食がおおむね完了している必要があります。

📍 地域型保育施設(トータスキッズ・ふじやま園・しらさぎセントラル保育園 等)を卒園後、別の保育施設への入所をご希望の場合は、改めて申請が必要です。

📍 1号(教育)枠や、施設等給付(新1号など)の利用定員については、各園にご確認ください。

上三川町の保育施設等一覧（位置図）

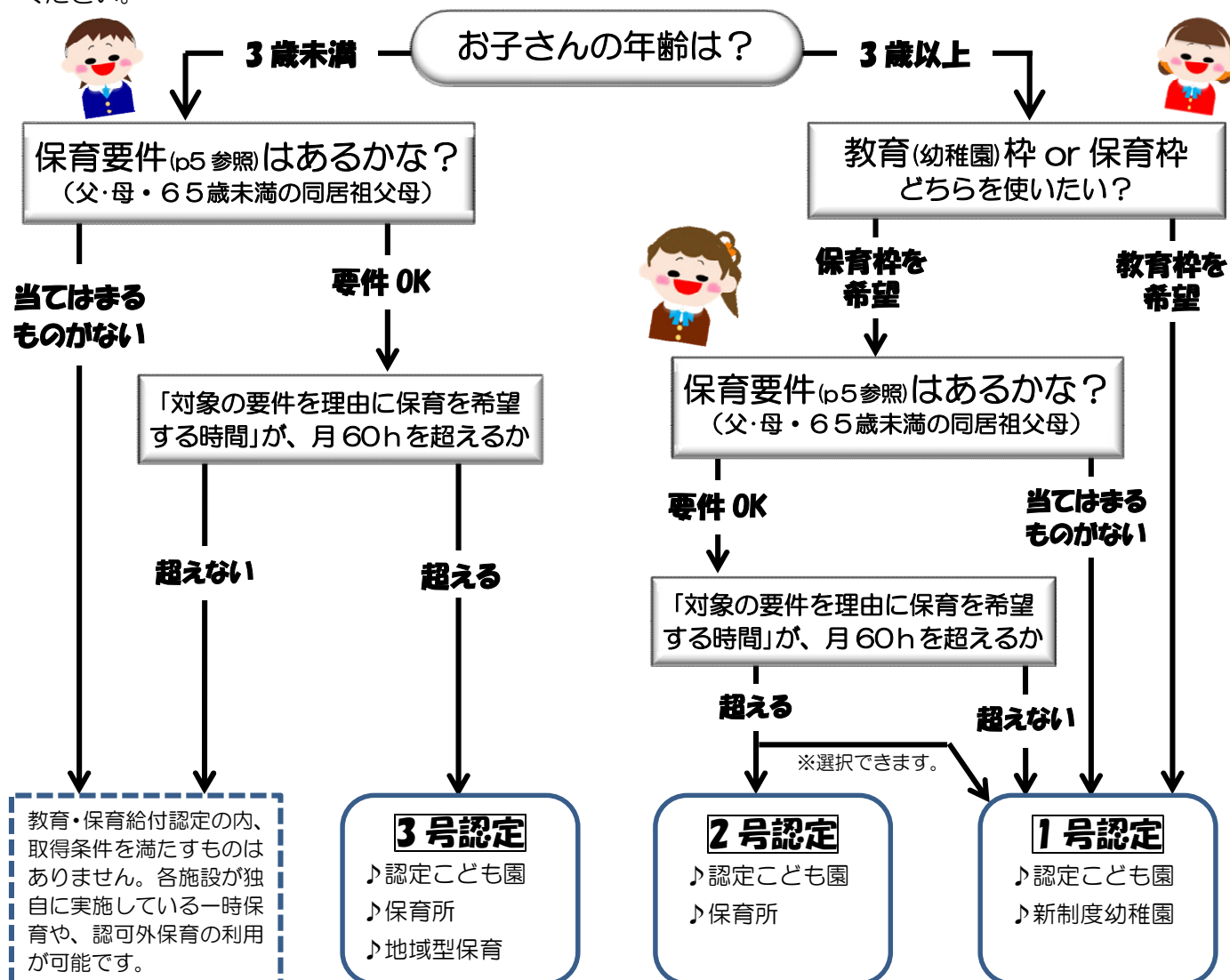


2. 保育の必要性の認定について

保育施設の利用を希望する場合は、**保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)**が必要となります。下記の区分に応じて、認定を取得してください。

認定区分	基本保育時間	認定条件	利用先
1号認定 (教育標準時間認定) 満3歳以上	教育標準時間 (4時間)	教育(幼稚園)枠での利用を希望している ☞保護者が保育要件を保持している必要はありません	・認定こども園 ・新制度幼稚園
2号認定 (保育認定) 満3歳以上	保育標準時間 (11時間)	保育要件を満たしており、 保育所枠での利用を希望している ★保育要件＝「保育を必要とする事由」 (p5参照)	・保育所 ・認定こども園
3号認定 (保育認定) 満3歳未満	または 保育短時間 (8時間)		・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育施設

※令和元年10月の無償化の開始に伴い、新制度移行(私学助成)の幼稚園においても施設利用の際には町での「施設等利用給付認定(新1・2・3号)」が必要になりました。認定こども園や、新制度移行済みの幼稚園以外の施設で幼稚園枠をご利用の場合には、上記とは別の認定でのお手続きとなりますので、別途ご相談ください。



▼ 2・3号認定(保育認定)を受ける場合には、

お子さんの父母、及び同じご住所にお住まいの65歳未満の祖父母全員が、「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。

(1) 就労のため

- ・ 契約上 **1ヶ月あたり 60 時間以上の就労時間**である証明が必要です。
- ・ 育休明けに申込む場合、育児休暇が明ける前の月から入所申込が可能です。
(例：5月10日復職予定⇒4月入所から申込可能)
- ↳ 「受付時点での契約では入所希望月の2ヶ月後以降の復帰を予定してあるが、入所決定次第復帰日を調整し、入所決定次月復帰とすることが可能」である場合にも申し込みが可能です。別途申立書の記入と、入所決定時に復帰日が更新された就労証明書を改めてご提出いただく必要がありますので、対象の方には受付時にご案内いたします。

(2) 妊娠・出産等のため

- ・ 産前6週の期間内で最初に到来する月初日から、産後8週の期間の最終日が属する月の末日まで
- ↳ 多胎児の場合は、産前14週の期間内で最初に到来する月初日から、産後8週の期間の最終日が属する月の末日まで
- ※ 認定可能期間について、出生前日までは予定日を基準に計算し、出生後に再度出生日を基準に期間を更新します。保育認定は一月ごとの設定となるため、出生予定日と出生日の数日のずれで認定期間が大幅に短縮される可能性もありますのでご注意ください。
- ※ **上記期間終了後、別の保育事由で園を継続利用したい場合、出生されたお子さんを家庭で保育されている状況での利用はできません。**

(3) 保護者の疾病、障がいのため

- ・ 医師の診断書や、各種福祉手帳等により保育が困難である状態の確認を行います。また、2週間以上の入院期間を要する状態である場合にも、対象期間について保育認定が可能な場合があります。

(4) 長期療養等をしている親族を常時介護・看護するため

(5) 震災・風水害・火災その他の災害の復旧のため

(6) 求職活動を継続的に行っているため

- ・ 入所決定月を含む **3ヶ月以内の就労開始**が必須となります。
(例：4月入所決定⇒4～6月求職認定、6月末日までに就労開始)

(7) 就学のため(職業訓練校等における職業訓練を含む)

(8) 虐待が行われている又は再び行われるおそれがあると認められるため DVにより保育を行うことが困難であると認められるため

(9) その他、上記に類する状態として町が認める場合

- ★ すでに入所中のお子さんがいるご家庭で、下のお子さんが生まれて育児のための休業を取得する場合に、育休中も就労要件を保持することが可能です。但し、下のお子さんの1歳の誕生日後、最初の3/31までに育休から復帰していただく必要があります(育休終了日までの退職を予定している場合には対象外)。
- ★ 産前産後(妊娠・出産等のため)要件の対象の方は、出生時に認定期間の再計算が必要な場合があります。出生届提出の折に子ども家庭課子育て係へもお声がけいただけますと後のお手続きがスムーズです。

3. 保育の認定期間

2・3号認定(保育認定)の場合、保育を必要とする事由によって保育施設に在籍できる期間が異なります。

保育を必要とする事由	保育施設に在籍できる期間（認定期間） ※最長で児童の就学前3月末まで	
	2号認定 (3歳以上～・保育認定)	保護者が就労している間
就労のため	3号認定 (～3歳未満・保育認定)	保護者が就労している間 (最長で満3歳に達する日の前日まで★)
妊娠・出産のため	産前6週経過後最初に到来する月の初日から、産後8週の期間の最終日が属する月の末日まで 多胎児の場合は、産前14週の期間内で最初に到来する月の初日から、産後8週の期間の最終日が属する月の末日まで	
疾病・障がいのため	完治等により、事由が解消するまで	
同居親族等の介護のため	介護・看護の必要がなくなるまで	
災害復旧のため	災害復旧が終了するまで	
求職活動をしているため	認定日(入所日)から90日目を迎える月の末日まで	
就学しているため	保護者が卒業する月の末日まで	

★3号認定の児童が、2号認定に変わる際に手続きは不要となります。3歳の誕生日前月までに2号認定の支給認定証を交付いたします。(※年度の途中で3号から2号に変わっても保育料の無償化の対象にはなりません。)

㊦ 保育が必要な事由の確認のため、年一回程度、「保育認定現況調査」等により認定に係る状況を確認させていただきます。

㊦ 認定中の要件に関する変更がある場合には、変更日の前月15日まで(入所申請中の場合は対象の受付期間中)に、変更申請が必要です。故意に申告をしなかった場合、保育の利用ができなくなる可能性がありますのでご注意ください。

4. 利用可能な教育・保育時間

2・3号認定(保育認定)で就労等を理由とする利用の場合、「保育の必要性」に応じ、施設の利用可能な保育時間※¹が下記のとおり区分されます。

1号	教育標準時間	4時間 ⇒施設滞在時間は、昼食時間等を挟み5時間程であることが多い
2号	保育標準時間	最長11時間 ⇒フルタイム就労※ ² 等(対象の要件に因り、月120時間以上保育できない時間がある状態)を想定した設定
3号	保育短時間	最長8時間 ⇒パートタイム就労※ ² 等(対象の要件に因り、月60時間以上120時間未満の保育できない時間がある状態)を想定した設定

※¹ 施設毎に運営時間が異なります。(次ページ参照)

※² 就労要件に雇用形態の種別は関係ありません。就労時間に即した保育時間をお選びいただけます。

㊦ 月120時間未満の就労等であっても、「通勤に時間がかかる、勤務時間帯が朝早い・夜遅い」などやむを得ない事情があると認められる場合、別途申立を以て必要な保育時間をお選びいただくことが可能です。

㊦ 幼稚園枠を利用中の方で保育要件を満たせる場合には、基本保育時間4時間以外の預かり保育を利用した際の保育料の給付を受けられる制度(新2号認定)があります。詳しくは別途お問い合わせください。

《町内保育施設の保育時間について》

★基本保育時間

保育施設名 [開所時間]	基本保育時間	
	保育標準時間（11 時間）	保育短時間（8 時間）
上三川保育園 [7:15～18:15]	午前 7 時15 分～午後 6 時 14 分	午前8時15 分～午後4時 14 分
認定こども園上三川幼稚園 [7:00～18:00]	午前 7 時00 分～午後 5 時 59 分	午前8時15 分～午後4時 14 分
	教育標準時間（*1 号認定の場合）	午前8時30 分～午後 1 時 29 分
あけぼし保育園 [7:15～18:15]	午前 7 時15 分～午後 6 時 14 分	午前8時30 分～午後4時 29 分
夢沼保育園 [7:30～18:30]	午前 7 時30 分～午後 6 時 29 分	午前8時30 分～午後4時 29 分
ふざかしおひさま保育園 [7:30～18:30]	午前 7 時30 分～午後 6 時 29 分	午前8時15 分～午後4時 14 分
ゆいのわ保育園 [7:15～18:15]	午前 7 時15 分～午後 6 時 14 分	午前8時15 分～午後4時 14 分
大山保育園 [7:15～18:15]	午前 7 時15 分～午後 6 時 14 分	午前8時30 分～午後4時 29 分
トータスキップ [7:30～18:30]	午前 7 時30 分～午後 6 時 29 分	午前8時15 分～午後4時 14 分
ふじやま園 [8:00～18:00]	午前8時00 分～午後 5 時 59 分	午前9時00 分～午後 4 時 59 分
認定こども園しらさぎ幼稚園 [7:30～18:30]	午前 7 時30 分～午後 6 時 29 分	午前 8 時30 分～午後 4 時 29 分
	教育標準時間（*1 号認定の場合）	午前 9 時00 分～午後 2 時 0 0 分
しらさぎセントラル保育園 [7:30～18:30]	午前 7 時30 分～午後 6 時 29 分	午前 8 時30 分～午後 4 時 29 分
認定こども園やしお幼稚園 [7:00～18:00]	午前 7 時00 分～午後 5 時 59 分	午前 8 時 00 分～午後 3 時 59 分
	教育標準時間（*1 号認定の場合）	午前 9 時00 分～午後 1 時 59 分

★延長保育時間

保育施設名	延長保育時間（有 料）
上三川保育園	午後 6 時 15 分～午後 6 時 45 分
認定こども園上三川幼稚園	午後 6 時 00 分～午後 7 時 20 分
あけぼし保育園	午後 6 時 15 分～午後 7 時 15 分
夢沼保育園	午後 6 時 30 分～午後 7 時 00 分
ふざかしおひさま保育園	午後 6 時 30 分～午後 7 時 30 分
ゆいのわ保育園	午後 6 時 15 分～午後 6 時 45 分
大山保育園	午後 6 時 15 分～午後 7 時 15 分
認定こども園やしお幼稚園	午後 6 時 00 分～午後 7 時 30 分

※延長保育の申込や料金について詳しくは、各保育施設にお問い合わせください。

※保育短時間利用の方が各保育施設規定の8時間を超えて利用される場合も延長保育となり、別途料金が発生します。詳しくは、各保育施設にお問い合わせください。

※土曜日のご利用については、直接保育施設にお問い合わせください。

☞ 1 号（教育）認定をご利用の場合にも、園毎に預かり保育の実施があります。

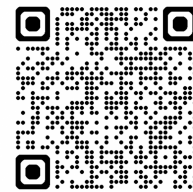
【認定こども園しらさぎ幼稚園】午前 7 時 30 分～8 時 59 分、午後 2 時 30 分～午後 6 時 30 分

【認定こども園上三川幼稚園】午前 7 時 00 分～8 時 29 分、午後 1 時 30 分～午後 7 時 20 分

【認定こども園やしお幼稚園】午前 7 時 00 分～8 時 00 分、午後 2 時 00 分～午後 7 時 30 分

5. 入所手続きについて

▼上三川町
オンライン申請手続き一覧



R9年度4月入所分からオンライン申請の受付が始まります。
町ホームページ設置の申請フォームよりご申請ください
(<https://logoform.jp/procedure/a2oj/1097>)
[PC・スマートフォンどちらからでもご利用いただけます。]

① 右上のQRから、(または上三川町ホームページを開き「便利メニューから探す」)「**オンライン申請**」のページへ



② 「**上三川町オンライン申請手続き一覧**」の中から、『**保育認定兼入所申請(希望月のフォーム)**』を選択



真ん中あたりまでスクロール

”保育所入所”で検索

★保護者様がお持ちのスマートフォン等からお手続きください。子ども家庭課子育て係に設置してある端末からのお手続きではありません。

※オンライン申請は、原則24時間受付可能ですが、メンテナンス等により町ホームページが休止となる場合には、オンライン申請フォームも利用できません。期間に余裕を持って申請を行ってください。

※受付内容の確認は、申請日の次開庁日に実施します。**不備・不足による差戻しが発生した場合に、再提出のための猶予期間は発生しません(※切延長はありません)**ので、ご注意ください。

※R8年度受付分の申請に限り、移行期間として、これまでと同じく書面での窓口受付を承ります。ご希望の方は、子ども家庭課子育て係までご相談ください。必要書類をご案内いたします。なお、書面での受付は、開庁時間中のみ対応となります。ご了承ください。

※保育要件に関する証明書類等、第三者による証明書類については、画像の添付が必要となります。フォーム記載の入力方法に従い、対象形式のデータをご登録ください。

※広域申請(町外の保育施設の利用)をご希望の場合、令和9年度4月入所分についてはオンライン申請の対象となりませんので書面での提出をお願いいたします。

※ネットワーク接続に係る費用等は、お客様ご自身でご負担ください。

※認可外保育施設・幼稚園・認定こども園の1号の申込みについては、施設に直接申込みが必要であるため、オンライン申請の対象となりません。

オンラインでの入力事項の内容を証明するための書類等を、画像で添付していただく必要があります（対象形式：jpeg等）。以下の中から、必要なものをご用意ください。

①「保育を必要とする事由」を証明するための書類＜全員必須＞

★父母^{※1}と、同居の65歳以下の祖父母^{※2}分

必要書類	父	母	祖父	祖母
(1)『就労のため』 ・就労証明書	☐	☐	☐	☐
(2)『妊娠・出産等のため』 ・「母子手帳」の写し（母の名前、出生予定日がわかるところ）	☐	☐	☐	☐
(3)『保護者の疾病、障がいのため』＜[ア]～[ウ]のうちいずれか＞ □[ア] 主治医の意見書 ★町様式または任意様式 （保育が困難である旨と理由が明記されたもの） □[イ] 「障がい者手帳・療育手帳等」の写し （氏名と等級がわかるところ） □[ウ] 入院計画書 （入院予定2週間以上の場合のみ、入院予定前月から申込み可）	☐	☐	☐	☐
(4)『親族を常時介護・看護するため』＜[A]～[C]のうちいずれか＞ □[A] 主治医の意見書 ★町様式または任意様式 （介護・看護を受ける必要性が明記されたもの） □[B] 「障がい者手帳・療育手帳等」の写し （氏名と等級がわかるところ） □[C] 「介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書」の写し （要介護 1～5 のみ）	☐	☐	☐	☐
(5)『震災・風水害・火災その他の災害の復旧のため』 ・罹災証明 等	☐	☐	☐	☐
(6)『求職活動を継続的に行っているため』 ・求職活動を証明する公的な書類（ハローワーク受付票 等）	☐	☐	☐	☐
(7)『就学のため（職業訓練を含む）』＜以下と同等のものすべて＞ □在学中であることの証明書 （「学生証」、または「在学証明証」等 の写し） □受講予定期間がわかるもの （カリキュラム、時間割 等） ※就学期間終了後、就労（求職）を希望されている方のみ ※趣味の学習は不可	☐	☐	☐	☐

※1 上三川町での保育認定における父母（保護者）とは、親権を行う者、住民登録上の父母、未成年後見人、その他に子どもを現に監護する者、のことを言います。単身赴任中の方や、内縁の父母、離婚予定の父母についても原則保育要件が必要です。

※2 世帯分離していても住所が同じ場合には、原則、保育要件の確認対象となります。

②その他、該当する方のみ必要な書類

同居所に障がいまたは療育手帳をお持ちの方がいる。	「障がい者手帳・療育手帳等」の写し
保護者が単身赴任等で、町外に別居している。	・町外勤務であることがわかる辞令 ・町外で生活していることがわかる公共料金の明細書 等
生計中心者の失業等により就労の必要性が高い場合 （自主退職を除く）	雇用保険受給資格者証 ※ハローワークにて認定済みのもの

6. 利用申請手続きの流れ

❖ 2・3号認定（保育認定）を申請される方

◆保育認定・施設利用の申込み

受付方法

オンライン申請

（上三川町ホームページ入所申請専用フォーム）

受付期間

【4月入所（1次）】…入所したい年度の前年度10月1日～11月末日まで

【4月入所（2次）】…入所したい年度の前年度1月下旬～2月上旬頃の約3週間程度

【5～3月入所】…入所したい月の前々月10日～末日まで

広域申請をご希望の方は、P18

1号認定を申請される方は、P12

を、ご確認ください！



●令和9年4月入所（新年度入所）●

【1次受付】令和8年10月1日（木）～11月30日（月）23:59まで

《受付時間》24時間（ホームページ稼働時間中申請可能。メンテナンス等による休止期間を除く。）

【2次受付】令和9年1月26日（火）～2月16日（火）

※上記期間（同年度4月入所1次申請期間）に申込みできなかった方のみ

※2次受付は、1次受付分の選考で残った受入れ枠のみの選考となります。

1次受付にお申込みいただいた方は、1次受付分の選考で保留になってしまった場合でも、2次受付は対象外となりますのでご注意ください。

●5月～3月入所（例月入所）●※1

入所希望月の前々月の10日～入所希望月の前々月末日

入所希望月	受付期間	入所希望月	受付期間	入所希望月	受付期間
令和9年5月	3/10(水)～3/31(水)	令和9年9月	7/10(土)～7/31(土)	令和10年1月	11/10(水)～11/30(火)
令和9年6月	4/10(土)～4/30(金)	令和9年10月	8/10(火)～8/31(火)	令和10年2月	12/10(金)～12/31(金)
令和9年7月	5/10(月)～5/31(月)	令和9年11月	9/10(金)～9/30(木)	令和10年3月	1/10(日)～1/31(日)
令和9年8月	6/10(木)～6/30(水)	令和9年12月	10/10(日)～10/31(日)		

《申請前にご確認ください！》

- 受付内容の確認は、申請日の次開庁日に実施します。不備・不足による差し戻しが発生した場合も、上記期間中の再提出が必須となりますのでご注意ください。（再提出のための猶予期間は発生しません）
- 希望施設に受入れ余裕がない場合など、ご希望にそえないことがあります。（毎月20日頃に受け入れ可能枠を町HPに掲載しています）
- 申請いただいた希望施設のみが選考対象となります。ご希望いただいた園以外なら空きがあるという場合にも個別のお声かけはいたしませんのでご注意ください。なお、希望園は多く記入していただいた方が入所できる可能性が高まります。
- 各受付期間最終日23:59を超えての申請は、対象期間外として差し戻しいたします。

※1 R8年度受付分の申請に限り、移行期間として、これまでと同じ書面での窓口受付を承ります。ご希望の方は、子ども家庭課子育て係までご相談ください。必要書類をご案内いたします。なお、書面での受付は、開庁時間中のみの対応となります。ご了承ください。

◆保育認定・施設利用の可否

“保育認定”と“保育施設利用の可否”を決定します。

保育要件を満たし保育認定が承諾された方について、ご希望の園に入所できる枠があるか入所選考会議にて調整されます。入所選考では、保育の必要性の度合〔保育要件の内容（保育を必要とする理由に係る自宅保育不可の時間数）、現在の保育状況 など〕を、点数化して保育施設利用の可否を諮ります。

◆結果通知（入所決定or 保留）

利用可否の通知をご自宅あてに郵送します。

《 発送時期の目安 》 ※場合により数日前後する可能性があります。ご了承ください。

- 4月（新年度）入所 … 1月中～下旬頃（2次受付分：3月上～中旬頃）
- 5～3月（例月）入所 … 希望月の前月 10日頃

保留

- ・支給認定証
- ・保留通知（施設利用保留通知書）＊

★保留通知の発行は、初回保留月のみとなります。

決定

- ・支給認定証（初めての結果通知の方、入所決定により認定情報が更新される方）
- ・入所決定通知（施設利用承諾通知書）
- ・その他

㊦結果が保留だった方は、申請時にお選びいただいた「保留翌月以降の継続申込希望（同意書：入所保留となった場合の希望）」に基づき、最長保留期間が決定します。

- ⇒「翌月以降も継続して申込みを希望する」…年度末または入所決定まで毎月選考対象。
初回保留時の通知には年度末までの保留期間が仮認定され、決定月前月まで有効となります。
- ⇒[今回限り]…申込初月のみで選考終了。
保留の効力も申込初月限りとなります。

◆入所決定者向け説明会（オリエンテーション）

各施設から届く案内に従って、ご参加ください。

※通知方法・時期は施設毎に異なります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

★ならし保育★

ほとんどの保育施設では、「ならし保育」と呼ばれる『お子さんが保育施設の生活リズムや新しい環境に無理なく慣れていけるよう、保育時間を段階的に長くしていく期間』があります。期間は施設毎の基準に則り、お子さまの状態に合わせて変動します。「ならし保育」の期間中は、**お迎えの時間が早くなります**ので、予めご承知おきいただけますようよろしくお願いします。

※利用開始日（入所決定月最初の平日）より前に「ならし保育」をすることはできません。

※利用開始後の手続きについて※

施設の利用開始後、以下のような場合には子ども家庭課子育て係まで速やかにご連絡ください。

- 保育要件の内容に変更があった ⇒ **事由発生の可能性が出たら** 子育て係へ連絡
(就労先が変わった、退職し求職活動を始めた 等)
- 保育時間を変更したい ⇒ **変更希望月の前月15日までに** 変更手続き
(保育標準⇄短時間)
- 家庭の状況が変わった ⇒ **事由が発生したらすぐに** 子育て係へ連絡
(転出・転居・離婚・死亡・その他世帯員の変更等)
- 世帯区分が変更になる ⇒ **事由が発生したらすぐに** 子育て係へ連絡
(要保護世帯⇄一般世帯) ※世帯区分についてはP13 参照

★上記の他、認定に関する情報の変更が見込まれる状況となった場合には、子ども家庭課子育て係まで至急ご相談ください（☎56-9130）。状況確認を行い、必要なお手続きをご案内いたします。

❖ 1号認定（教育標準時間認定）を申請される方

①入園申込みを行い、入所内定を受ける

利用したい施設に直接相談し、入園申込みをする。【×切：施設毎に異なる】

☞受付期間や必要書類は園毎に異なります。園によく確認し、期日に間に合うようにご準備ください。

②認定申請

【×切：施設毎に異なる（利用開始日の前日までに子育て係での申請受理必須）】

幼稚園卒での入園が内定した方は、以下の通りご申請ください。

☞基本保育料の無償化等を受けるための認定を取得する手続きです。

〔**町内園**〕園を通して、子育て係へ認定申請を行います。園からの指示に従い、必要書類をご準備ください。

〔**（町外）広域園**〕子育て係へ保護者が直接認定申請を行います。

(1)『教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書』の裏面下部「*施設記載欄」に、園から内定の証明を受けてください。

(2) その他必要事項の記入・必要書類の準備ができれば、子育て係へご提出ください。

★園と保護者の間で了解が取れていれば、園が町への提出を代行することに問題ありません。

【1号認定必要書類】子育て係窓口にて配布（町HPからDLいただくことも可能です！）

- ・教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書（施設の内定証明必須）
- ・家庭状況調査票（1号用）
- ・利用者負担額減免申請書（第3子以降の方のみ）

★町内園の場合は、町様式を園で配布する場合があります。

▼申請書裏面下部「*施設記載欄」のイメージ▼

母 方	祖母	歳	別居・死亡
【保護者の方は下記ご記入不要】			
*施設記載欄(1号認定として幼稚園等の利用を希望する場合は記載)			
受付年月日	R〇年 〇月 〇日		
施設(事業所)名	認定こども園かみたん園 (施設・事業所番号:)		
担当者氏名 連絡先	(担当者) 園長 白鷺 太郎 (記載担当 苅田 花子(入園事務)) (連絡先) 0000-00-0000		
入所契約(継続・内定)の有無	有 (内定の場合: R〇年 △月 1日入園予定) ・ 無		
備 考	△月 1日以降の平日から利用開始予定		

(裏面)

◇認定証の送付

申請受理日以降、利用開始までに、ご申請いただいた住所へ郵送いたします。

☞申請日から利用開始までに日がない場合には、来庁での受け取りをお願いする場合があります。

★入所決定者向け説明会（オリエンテーション）については、施設毎にスケジュールが異なります。施設からの連絡をお待ちください。

※幼稚園・認定こども園の1号の申込みについては、施設に直接申込みが必要であるため、オンライン申請の対象となりません。

7. 入所の決定について

保育2・3号認定の方の保育施設の入所決定については、ご申告いただいた家庭状況や、現在の保育状況を基に、“保育が必要な状況”を総合的に判断し、入所選考を行います。保護者の就労状況や健康状態などを点数化した「基本指数」と、きょうだいの在園状況や、祖父母同居の有無、ひとり親世帯であるかなど家庭事情を考慮する「調整指数」の合計が高い方から順に、希望園の年齢枠に空きがあるか入所調整を行います。

- ㊦各保育施設の受け入れ体制により、ご希望の保育施設に入所することができない場合があります。
- ㊦空き状況は、子ども家庭課子育て係窓口または、町HPにてご確認ください。（毎月20日頃更新）
- ㊦下記の【国で規定されている優先基準】に該当する場合には、優先されるように加点の設定がありますが、必ず入所できるわけではありません。（優先される基準に該当する方からの申込み数が、保育施設の空き状況よりも多い場合など）

【国で規定されている優先基準】

- (1) ひとり親家庭
- (2) 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- (3) 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- (4) 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
 - ・里親委託が行われている場合を含む
- (5) お子さんが障がいを持する場合
- (6) 育児休業明けの場合
 - ・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合
 - ・1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合
- (7) 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- (8) 小規模保育事業などの卒園児童の場合

**※選考基準の中に申込み順は含まれません。
（先着順ではありません。）**

8. 利用者負担額(保育料)について

利用者負担額は、**お子さんの年齢(認定)**と**扶養義務者の課税額(合算額)**をもとに算定します。

お子さんの年齢* と 利用者の負担内容 (※クラス年齢) (※当該年度4/1基準)	年少(満3歳児を含む)～年長クラス[1号]…無料 3～5歳児クラス[2号]……………無料 0～2歳児クラス[3号/2号*]…P14《利用者負担額基準額表》のとおりに ※保育認定利用者は、満3歳到達により認定区分が2号に上がっても、2歳児クラス利用年度3月までは、利用者負担額(保育料)納付対象となります。						
扶養義務者	原則、父親及び母親にあたる方 ※父親・母親がともに非課税であって、同居の祖父・祖母がいる場合には、祖父・祖母のうち町民税所得割額が高い方が扶養義務者となることがあります。 ※父母が離婚している場合でも、お子さんと同居している方は、利用者負担額算定上の扶養義務者となります。 ※単身赴任等でお子さんと別居している父母がいる場合には、随時ご申告ください。状況の聞き取りをさせていただきます。						
算定対象となる課税額	施設を利用する月に応じて、扶養義務者の町民税所得割合算額(ただし、住宅借入金特別控除・寄付金税額控除等を除く)をもとに決定します。 なお、町民税の算定対象年度は以下の通りです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用月</th><th>町民税該当年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月～8月</td><td> 前年度の町民税所得割合算額 (例) 令和9年4月分利用者負担額 → 令和8年度町民税所得割合算額 </td></tr> <tr> <td>9月～3月</td><td> 当年度の町民税所得割合算額 (例) 令和9年9月分利用者負担額 → 令和9年度町民税所得割合算額 </td></tr> </tbody> </table>	利用月	町民税該当年度	4月～8月	前年度 の町民税所得割合算額 (例) 令和9年4月分利用者負担額 → 令和8年度町民税所得割合算額	9月～3月	当年度 の町民税所得割合算額 (例) 令和9年9月分利用者負担額 → 令和9年度町民税所得割合算額
利用月	町民税該当年度						
4月～8月	前年度 の町民税所得割合算額 (例) 令和9年4月分利用者負担額 → 令和8年度町民税所得割合算額						
9月～3月	当年度 の町民税所得割合算額 (例) 令和9年9月分利用者負担額 → 令和9年度町民税所得割合算額						

- ※ 利用者負担額算定にあたって、町民税の課税状況を子ども家庭課子育て係で調査させていただきます。
- ※ 所得申告されていない方は、税務課にて申告手続きが必要です(【注意】収入なしの年も、収入なしである旨の申告が必要となります)。
- ※ 町民税(住民税)は、その年の1月1日時点で住民登録していた市区町村で課税されます。
- ※ **所得の申告、課税証明書の提出が期日までにない場合は、最高額にて利用者負担額を徴収いたします。**

《利用者負担額(保育料)の徴収方法について》

★施設区分が[保育所*¹]の施設をご利用の方⇒**町徴収**

⇒口座振替日は、毎月最終開庁日(月の最後の平日、12月は28日以前の最後の平日)です。残高不足等で引き落としができなかった場合には、後日納付書をお送りいたします。

★施設区分が[保育所以外*²]の施設をご利用の方⇒**施設徴収**

⇒納入方法や、期限等が施設毎に異なりますので、各園にご確認ください。

※1 [保育所区分]の町内施設

⇒あけぼし保育園・大山保育園・上三川保育園・夢沼保育園・ふざかしおひさま保育園・ゆいのわ保育園

※2 [保育所区分以外(地域型保育事業・認定こども園等)]の町内施設

⇒(地域型保育事業)しらさぎセントラル保育園・トータスキッズ・ふじやま園

⇒(認定こども園)認定こども園しらさぎ幼稚園・認定こども園上三川幼稚園・認定こども園やしお幼稚園

☞ 広域園をご利用の場合も原則上記の徴収方法に則ります。

《 利用者負担額 基準額表 》

3 号 認 定（0～2歳児） 保 育 料

※令和元（2019）年10月より適用

階層区分		徴収金額（月額） （単位：円）	
階層	定義	3号認定	
		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	市町村民税所得割合算額 48,600 円未満	14,000	13,000
第4	市町村民税所得割合算額 48,600 円以上57,700 円未満	22,000	21,000
第5	市町村民税所得割合算額 57,700 円以上77,101 円未満	22,000	21,000
第6	市町村民税所得割合算額 77,101 円以上97,000 円未満	22,000	21,000
第7	市町村民税所得割合算額 97,000 円以上169,000 円未満	32,000	31,000
第8	市町村民税所得割合算額 169,000 円以上301,000 円未満	43,000	42,000
第9	市町村民税所得割合算額 301,000 円以上	50,000	49,000

※年度の途中で満3歳（2号認定）になった場合でも、その年度中は3号認定として利用者負担額を計算します。
（保育料の無償化の対象は、3歳児クラスまたは、年少クラス以上です。）

◆0～2歳児の利用者負担軽減について◆

対象世帯	条件	対象児	保育料
要保護世帯※ ¹ （下記に該当する方）	上記 《利用者負担額 基準額表》 の第5階層以下の世帯 （年収約360万円未満相当世帯）	第1子	軽減 支払額が、以下の金額になります ・保育標準時間の場合 6,000円／月 ・保育短時間 の場合 5,000円／月
		第2子以降	全額免除
その他の世帯	現に育てているお子さんが 2人以上いる世帯※ ²		全額免除 第2子以降利用者負担額減免申請書 の提出が別途必要となる場合があります。

※1 【要保護世帯】とは、以下の条件に当てはまる方を含む同住所の世帯のことを言います。

- ・ひとり親世帯（入所児童の保護者について）
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方
- ・特別児童扶養手当の対象児・国民年金の障害基礎年金等の受給者

※2 第1子の年齢上限について

- ・18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある方。
- ・大学生等の場合、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方（就労等により扶養から外れている子は対象外）
- ・障がい者手帳等を持つ場合、20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方

9. 副食費について(3～5歳児)

2号認定(保育枠3～5歳児クラス)のお子さんは、「副食費」が実費徴収となります。

【年収約360万円未満相当世帯】、または【第3子以降のお子さん】※1は、
無償化（以下の通り免除適用）の対象となります。

㊦ 副食費の額は園毎に異なり、各園の定める方法で園に直接お支払いいただきます。

㊦ 園に副食費免除対象者の一覧を送らせていただき、該当の方は園からの徴収が免除されます。

2号認定(副食費)

(P15) 利用者負担額 基準額表 階層区分	第1子 ・ 第2子 (兄弟の年齢は不問)	第3子以降	
		未就学きょうだいの内 3番目以降の場合 (国基準3子)	左記以外かつ 高校生以下きょうだいの内 3番目以降の場合 (自治体基準3子)※2
第1～4	免除1 (上限なし)	免除1 (上限なし)	免除1 (上限なし)
第5 (要保護世帯)			
第5 (一般世帯) 第6～9	実費徴収	免除1 (上限なし)	免除2 (上限月額5,100円)

1号認定(副食費)

階層区分		第1子 ・ 第2子 (兄弟の年齢は不問)	第3子以降	
階層	定義		小学校3年生以下の きょうだいの内 3番目以降の場合 (国基準3子)	左記以外かつ 高校生以下きょうだいの内 3番目以降の場合 (自治体基準3子)※2
第1	生活保護世帯	免除1 (上限なし)	免除1 (上限なし)	免除1 (上限なし)
第2	市町村民税 非課税世帯			
第3	所得割課税額 77,100円以下			
第4	所得割課税額 211,200円以下	実費徴収	免除1 (上限なし)	免除2 (上限月額5,100円)
第5	所得割課税額 211,201円以上			

※1 第3子以降のお子さんの場合、多子として扱う兄弟姉妹の年齢の基準が2号と1号で異なります。

※2 22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるきょうだい（就労等により扶養から外れている子は対象外）がいる場合は、免除が受けられる場合があります。

㊦ 免除2対象の方は、減免申請書の提出が必要となります。

㊦ 副食費とは、給食費のうち、主食費（ごはん代やパン代など）を除いたおかず等にかかる費用のことです。

10. 一時保育、休日保育、病児・病後児保育について

○ 一時保育について ★教育保育認定不要

町内では、3施設での実施があります。詳細は各保育施設に直接お問い合わせください。

- ・大山保育園（10ヶ月～）
- ・ゆいのわ保育園（1歳3ヵ月～）
- ・上三川保育園（1歳6ヵ月～）

○ 休日（日曜・祝日）保育について ★要保育認定

上三川町では、日曜・祝日等の保育が必要な場合の保育需要に対応するため、休日保育を実施しています。ご利用を希望される場合には、事前に利用登録が必要になります（年度毎）。

利用要件 以下3点を全て満たす就学前児童

- ・町内に住所を有し、認可保育施設または認定こども園にて**保育**を受けている。
- ・初回利用登録（利用開始月の前月10日まで）の時点で満1歳6ヶ月以上。
- ・休日（日曜・祝日）に保育を必要としている。
（保育が必要な理由の例：父母、同居の65歳未満の祖父母が休日に就労している 等）

保育時間 午前8時から午後6時まで

実施場所 私立上三川保育園（大字上三川2863番地2）

保育料 無料（※その他障害保険料や、保育を利用するうえで必要となる実費が都度かかります。）

昼食 なし（お弁当をお持ちください）

＜利用開始までの流れ＞

① 利用登録（年度毎）

利用開始月の前月10日までに、子ども家庭課子育て係へ以下の書類をご提出ください。利用資格の適否を判断し、「休日保育利用資格決定通知書」を発行いたします。

- ・「休日保育利用資格確認申請書」
- ・「休日等に勤務をしていることの証明書」等 休日に保育が必要な理由の証明書類
※父母、同居の65歳未満の祖父母分
※変則シフトの場合、シフト表等の添付をお願いします。
※様式は、子ども家庭課子育て係にて配布しております。（町内一部園にもご用意がある場合があります。）

② 利用申込み（利用希望月毎）

町から「休日保育利用資格決定通知書」が届いたら、利用したい月の前月20日までに、上三川保育園へ利用希望のお申し込みを行ってください。なお、②の利用申込み方法については、上三川保育園に直接お問い合わせください。

【★利用開始★】

㊦ 年末年始期間（12/28～1/3）は、休日保育の実施はありません。

㊦ 点検等の理由により、日曜・祝日でも休日保育の実施がない場合があります。子ども家庭課子育て係にて実施予定日カレンダーを配布しておりますのでご入り用の方はお声がけください。

㊦ 土曜保育については、ご利用中の園に直接お問い合わせください。

㊦ ㊦ 切日が受付担当施設の休業日である場合には、前開所日までの㊦切となります。ご注意ください。

㊦ その他休日保育利用の詳細については、上三川保育園からの指示に従ってください。

○ 病児・病後児保育について ★教育保育認定不要・要登録・利用条件あり

子育てと就労の両立を支援することを目的として、病氣中（当面症状の急変が認められない場合）又は病氣等の回復期にある児童を、病院等の施設で一時的に保育する事業です。町内に住所を有する「幼児」又は「小学校に就学している児童」が対象になります。詳しくは、町ホームページ（右記 QR）をご確認ください。

＜町提携施設（R8.4 時点）＞ 宇都宮 2 施設、真岡 1 施設

おはなほいくえん（宇）、倉持呼吸器内科ちびっこの保育園病児室（宇）、西真岡 Sick Kids（真）

※認可保育施設で行っている急病の際のお迎えまでの対応とは異なる制度です。

上三川町 HP
病児・病後児保育
案内ページ▼



11. 町外の保育施設を申請する保護者の方へ(広域申請)

上三川町に住民登録があり、保育認定の対象である児童が、町外の保育施設を希望する場合には、以下を参考にお手続きください。

◆広域園利用希望の対象となる事由(広域要件)◆

- ・ 町外転出の予定があり、転出先自治体の管轄施設を利用したい。
- ・ 希望保育施設の管轄する市区町村に父母の勤務先がある。
- ・ 里帰り出産をするため、当該期間滞在先自治体の管轄施設を利用したい。
- ・ その他、希望施設を管轄する自治体の認める広域要件がある

★教育(1号)認定で幼稚園卒をご利用希望の場合には、広域要件は不要です。

◆申込みの前に必ずご確認ください!!◆

※ 希望保育施設の管轄する市区町村の保育施設利用担当課へ次の事項を必ずご確認ください。
(受付期間や、条件が上三川町と異なる場合があります。)

- ① 申込み締切日
- ② 必要書類(住んでいるところの指定する方式で良いか)
- ③ 他市区町村からの申込み制限(勤務時間・転出月 他、各種条件等)
- ④ 申込みする際の注意点
- ⑤ 希望する施設の空き状況

◆支給認定・利用申請受付について◆ ⇒住所を有する自治体で保育認定を行います。

住所を有する自治体で保育認定を、施設を管理する自治体で入所選考を行います。両方の自治体で案内を受けてから、P8~を参照の上、申請をしてください※。

なお、子ども家庭課子育て係で受付した後、選考に必要な情報が希望先市区町村の定める締切日までに届くように郵送しますので、必ず希望先市区町村の締切日の10日前までに申請してください。

※転出後に転出予定先自治体の施設を利用したい方は、転出先自治体へ直接申請ができる場合があります。上三川町を通しての申請は必要か、施設を管轄する自治体にご確認ください。

◆必要書類◆

- ① 町内保育施設申込みに必要な書類(P9参照)
 - ② 上三川町からの転出が確認できる書類(売買契約書または賃貸借契約書等)※
 - ③ 転出入に関する申立書※
 - ④ その他、希望する保育施設のある市区町村が必要とする書類
- ※ ②と③は転出予定の方のみ(転出先が必要とする内容での提出をお願いします。)

◆入所選考について◆ ⇒希望する保育施設のある市区町村で選考を行います。

ほとんどの市区町村において、住民登録のある方が優先的に利用できる制度が設けられています。また、広域利用の場合入所決定後も年度毎に継続審査を受ける必要があり、就学前までの入所は確約されませんのでご注意ください。

◆申請取り下げについて◆

町外の保育施設申請の必要がなくなった場合には、速やかに利用申込み取り下げ書を子ども家庭課子育て係に提出ください。

《※転出予定申請を上三川町を通して行った方へ※》

上三川町からの申込みは、入所選考を行う市区町村への仮申込みとなり、利用の可否にかかわらず、住民票の異動後に改めて転出先市区町村の保育担当課に利用申込みが必要となります。

手続きされない場合、内定や申請が取消されることがありますのでご注意ください。

12. 災害時等における保育施設の 臨時休園等の判断基準について

上三川町では、予測可能な台風や集中豪雨等により被害が生じる恐れが高まった場合や大地震が発生した場合に、園児や職員の生命と安全を守るため、臨時休園等を行う場合の判断基準を定めました。保護者の皆様におかれましては、お子様の安全を確保するため、災害時における対応にご協力をお願いします。

▼対象施設

町内認可保育施設（保育園、認定こども園、地域型保育事業所）

▼臨時休園等の判断基準

（１）台風や集中豪雨により避難情報が発令された場合

避難情報等が発令された場合は、警戒レベルに応じて下記のとおり判断します。ただし、台風の進路や勢力によっては、早めにお迎えを要請したり臨時休園等の判断を行う場合があります。

時間帯\警戒レベル	警戒レベル3 (高齢者等避難)	警戒レベル4 (避難指示)	警戒レベル5 (緊急安全確保)
開園時間中	速やかなお迎えを要請	臨時休園	
開園時間前	登園自粛要請 または臨時休園※		

※開園前に避難情報が解除された場合は、施設ごとに安全状況や職員の出勤状況を確認し、開園時間を遅らせて開園する場合があります。

（２）上三川町に震度5以上の地震が発生した場合

開園時間中	速やかなお迎えを要請	安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えをお願いします。
開園時間前	臨時休園	施設等の点検・余震等の状況を見ながら、安全な保育体制が確保でき次第、開園します。



（１）・（２）どちらの場合についても、危険な場合は、安全な状況になってからお迎えに来て下さい。災害の状況により、連絡が間に合わないことや通信状況が悪く連絡できないことも考えられますので、保護者様の判断でお子様の安全確保を最優先に行動を取るようお願いします。

【参考】警戒レベルの一覧表（内閣府 防災情報のページより）

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※ ¹
~~~~〈警戒レベル4までに必ず避難！〉~~~~			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※ ²	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※¹ 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません。

※² 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

（注）避難指示は、令和3年の災害対策基本法改正以前の避難勧告のタイミングで発令します。

## 13. 保育施設利用について よくある質問

Q 1. 現在求職中ですが、利用することができますか？
A 1. 求職中であっても保育施設の利用申込みは可能ですが、就労等の保育を必要とする事由のある方が優先となります。また原則として、<u>保育施設入所後90日以内に就労証明書をご提出いただけない場合は、認定が取消されるため、施設に在籍している場合であっても、その月の末日をもって利用終了（退園）となります。</u>
Q 2. 保留になってしまったら、毎月申込みをする必要がありますか？
A 2. <u>同意書裏面「翌月以降も継続して申込みを希望する」にチェックを付けた方は、一度お申込みいただいた後、申し込んだ年度の年度末（3月入所）分まで毎月選考対象となるため、毎月の申請は不要です。</u>   ※最初の申込み月のみ「施設利用保留通知書」を送付いたします。その後は、<u>入所が決まった場合のみ</u>通知いたします。   ※保留期間中に保育の必要な事由や状況に変更が生じた、利用を希望する施設を変更したい、申請を取り下げたいなどの場合は手続きが必要になりますので、<u>速やかに子ども家庭課子育て係までご連絡ください。</u>
Q 3. 転園はできますか？
A 3. <u>転園を希望する場合には、改めて入所申込みが必要</u>となります。転園希望者も、新規の利用希望者と同じく入所選考会議にて、各施設の保育枠の空き状況等の確認を行い転園可能であるかの調整を行います。転園が決定した場合、元々在籍していた園で新たな利用者をご案内することがあるため、決定後の取消しはできません。
Q 4. 診断書に指定の書式はありますか？
A 4. 子ども家庭課作成の「主治医の意見書」という書式がありますが、各医療機関が任意で発行する「診断書」でも受付可能です。ただし、<u>お子さんを家庭で保育することのできない旨を具体的に医師に記載していただく必要があります。</u>
Q 5. 入所決定後に仕事を辞めた（就労の事由がなくなった）場合、どうなりますか？
A 5. <u>保育を必要とする事由がなくなった場合は、利用終了（退園）となります。</u>求職活動をされる場合は、<u>認定内容変更の手続きを</u>していただく必要があります。変更後は、<u>90日以内に就職、かつ就労証明書を子ども家庭課子育て係にご提出ください。</u>また、毎年行う家庭状況調査等で実際に就労していないことが判明した場合や仕事を辞めているのにもかかわらず、ご連絡いただけなかった場合は、<u>その時点で支給認定が取消しとなるため、退園となります。</u>
Q 6. 下の子が生まれるため、育児休暇を取るようになりました。何か手続きは必要ですか？
A 6. 上三川町では、すでに入所中のお子さんがあるご家庭で、下のお子さんが生まれて育児のための休業を取得する場合に、生まれたお子さんの1歳の誕生日後、最初の3/31までに育休から復帰していただく予定であれば就労要件を保持することが可能であるため、育児休暇取得開始以外の契約内容の変更が無ければ緊急性のあるお手続きは発生しない見込みです。年一回（秋頃）実施の状況調査等で就労証明書のご提出をお願いいたします。なお、育休終了日までに退職される場合には前述の年度末ルールは対象外となりますのでご注意ください。   ☞母子手帳交付のお手続きにご来庁いただくときに、子ども家庭課子育て係へもお声かけいただけると、認定変更の必要性は無いかなどの状況確認を最速で行うことが可能です。   ☞利用施設によっては、保育必要時間の再確認をすることがあります。
Q 7. 利用者負担額（保育料）は利用する施設により異なりますか？
A 7. 保育施設の利用者負担額（保育料）は、各施設ともに同じ算定方法で、毎月末までに町又は園にご納付いただきます。（P 14、15参照）ただし、実費（園服や延長保育の料金等）は、利用者負担額とは別に各施設へお支払いとなります。詳細は各保育施設にお問合せください。

その他ご不明点などありましたら、子ども家庭課 子育て係（☎56-9130）までお問い合わせください。